



埼玉県報

第 2 2 5 6 号
平成 2 3 年 1 月 2 5 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [第44期埼玉県労働委員会委員候補者の推薦\(勤労者福祉課\)](#)
- [電線共同溝を整備すべき道路の指定\(道路環境課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [通信指令システム更新機器の賃貸借に係る落札者の公告\(会計課\)](#)
- [県道足利邑楽行田線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道平方東京線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)

正誤

- [埼玉県教育委員会規則第二十五号中訂正\(県立学校人事課\)](#)

告 示

埼玉県告示第百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人豊和会
- 三 代表者の氏名
齋藤 武
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市青柳八丁目五十七番二十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に草加市在住の心身障害者に対して、通所による自立訓練や授産活動を提供し、利用者の障害の状況に応じた適切な指導・訓練を実施することにより、心身障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たねまき
- 三 代表者の氏名
高野 路子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市米島字吉岡八百十八番地三十三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、年齢、性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、万人が健康で文化的でいきいきとした生活を過ごす共生的な社会を築くために、さまざまな立場の人たちの協力を得て、障がい者のケア（グループ）ホーム、日中活動の場の開設、余暇、就労等の生活支援、相談、人材育成、及び福祉向上について一般に対する啓発活動等の事業を通し、社会全体の公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つながるネットワーク八潮
- 三 代表者の氏名
伊藤 光益
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根七百八十四番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、シニア世代が現役に培った経験や能力、特技や趣味等を生かして、行政との協働や市民団体との連携を通じて、高齢者や障がい者、子ども、子育て世代の支援等の社会貢献活動を行い、かつシニア世代の生きがいづくりと誰もが安心して暮らせる地域社会の創造のために寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸広百貨店 飯能店

飯能市柳町二十二番地十一号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社丸広百貨店 代表取締役社長 大久保敏三

川越市新富町二丁目六番地一

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十一年八月二十五日

告 示

埼玉県告示第百二十号

第四十三期埼玉県労働委員会委員の任期が平成二十三年四月十六日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり次期労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 推薦資格

イ 労働者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十
四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組
合とする。

ロ 使用者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

二 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推薦手続

イ 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書及び略歴書に、当
該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員
会の証明書を添付して提出すること。

ロ 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書及び略歴書を提
出すること。

四 推薦期間

平成二十三年二月七日（月）から同月二十八日（月）まで

五 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部勤労者福祉課

告 示

埼玉県告示第百二十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

県道	道路の種類
鴻巣桶川さいたま線	路線名
同市北本三丁目一九〇番一地先まで	北本市北本三丁目一番一地先から 区 間

告示

埼玉県告示第百二十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇九 二五 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

戸田市大字美女木字向田一四一 四 外三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一〇五八・〇立方メートル

告 示

埼玉県告示第百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
通信指令システム更新機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3
丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年11月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 2 丁目15番12号
- 5 落札金額
871,731,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年10月8日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

<p>足利邑楽行田線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字荒木字根岸四七 五三番二地先から 同市大字荒木字根岸四八四 八番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>平成二十三年一月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二〇八・八三メートル （独立行政法人 水資源機 構が行う武蔵水路改築工事 に伴う迂回道路）</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁一郎

路 線 名	平方東京線
供用開始の区間	八潮市大字鶴ヶ曾根字下根通二七三番二 地先から同市大字鶴ヶ曾根字下根通三三三 九番一地先まで
供用開始の期日	平成二十三年一月二十五日
備 考	平成十年三月三十一日付け 埼玉県告示第四六三号にお ける道路区域の一部供用開 始である。延長一六〇・〇〇 メートル

正 誤

埼玉県教育委員会規則第二十五号(平成二十二年十月二十六日第二千二百三十号)
中訂正

ページ 行

一 前から一

誤

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

正

埼玉県立高等学校通則